

県制度融資の返済期間の延長を行い、資金繰りを支援します。

借換制度

対象となる方

次のすべてに該当する方を対象としています。

- 1 申込み時において、平成21年3月31日以前に借り入れた小規模事業資金の融資残高がある。
- 2 最近3か月の売上高又は利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して減少している。
- 3 借換制度の利用により、経営の安定や改善が見込まれ、かつ、返済の見込みが十分ある。
- 4 信用保証協会の管理上、事故扱い(破産等の申立、手形交換所の取引停止処分等)になっていない。
- 5 既往借入金について、元本返済又は利息支払いに延滞が生じていない。
- 6 既往借入金の返済が、制度要綱の最長融資期間を超えていない。
- 7 小規模企業者であること。
- 8 既存の信用保証協会の保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と借換制度の利用に係る申込金額のうち新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の合計額が1,250万円以内となること。

融資については金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしても御希望に添えない場合もあります。

融 資 条 件

運転資金 平成21年3月31日以前に借り入れた県制度融資(複数の同一資金を一本化する場合にあっては、平成21年4月1日以降に借り入れた融資を含めることができる。)の借換えに要する運転資金。

★ 新規運転資金を含めての申込みが可能です。

	運転資金
限度額 (1万円単位。 新規運転資金は 5万円を単位と する)	既往借入金の残高、審査により必要と認められた新規運転資金及び借換え時に支払う信用保証料相当額で1,250万円を超えない額
利率	年1.9%以内
期間・償還方法	7年以内(6か月以内据置 元金均等月賦償還)
担保	原則不要
保証人	個人:原則として不要 法人:法人代表者を連帯保証人とし、代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証	付する(保証料 年0.50%~1.76%以内 [個人で特別小口保険利用の場合 年0.80%以内])
借換方法	小規模事業資金による(各既往借入金について、借換えは1回限り)
取扱金融機関	既往借入金のある取扱金融機関に限る

受 付 場 所

商工会議所、商工会で随時受け付けます。

(申込に必要な書類は、受付場所で御確認ください。)

問 い 合 わ せ 先

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803
取 扱 金 融 機 関
商 工 会 議 所 ・ 商 工 会



彩の国
埼玉県

